

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金保険料については、妻がすべて納付していたにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間②が納付免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 1 年、申立期間②は 3 か月と、いずれも短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、オンライン記録では納付免除とされているが、この記録は、「被保険者期間の一部に限り免除期間となっている年度がある」ものであるため、本来特殊台帳として保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないことから、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時の私たち夫婦の国民年金保険料については、母が納付してくれたはずであり、申立期間について、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、申立期間①の直後である昭和 52 年度の国民年金保険料を、昭和 53 年 7 月に過年度納付していることが確認できることから、この時点において、52 年 3 月（申立期間①）の保険料も併せて過年度納付することは可能であり、この 1 か月だけを放置しておいたとは考え難い。

また、申立期間②については、前後の時期は国民年金保険料を納付済みである上、当時同居していたとする申立人の夫及び申立人の両親はいずれも納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間①は 1 か月、申立期間②は 3 か月と、いずれも短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで

母親が私に代わって国民年金の加入手続を行い、昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料を納めていたと言われ、私が結婚して嫁ぐ際に、母親から年金手帳と昭和50年度の保険料領収書を渡された。

年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和46年4月1日と記載されているので、申立期間①が未加入とされている上、申立期間①及び②が未納とされているのは不自然であり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間について、申立人は、「51年3月25日にA市B支所において50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付したが、当該期間の保険料は、母親が既に50年6月9日にC市D支所において納付しており、重複納付であった。」と主張しているところ、特殊台帳によると、50年4月から同年12月までに係る保険料(9,900円)が、51年6月3日に還付決定されていることが確認できる。

しかしながら、当該還付決定時においては、申立期間②のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間について、過年度納付が可能な期間であるにもかかわらず、当該還付金が当該期間に充当された記録は確認できない。

仮に当該期間が未納と記録されていた場合は、還付に先立ち還付すべき金額を当該期間に充当処理されるべきであることから、当該期間の保険料は、当時、納付済みと記録されていたことが推認できる。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿、職権適用者名簿及び特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 5 月ごろ、当初、46 年 4 月 1 日を資格取得日（平成 21 年 7 月 13 日に、厚生年金保険被保険者期間との重複が判明したことにより、資格取得日を昭和 47 年 4 月 9 日に訂正）として、職権により払い出されていることが確認できることから、払出し時点において、当該期間のうち、46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、時効のため過年度納付することができない上、申立人に対して、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、母から手渡されたとする年金手帳は、現在所持しているもののみであるとしているところ、当該年金手帳は、昭和 49 年以降に発行された年金手帳の様式であることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、加入手続及び納付状況は不明である。

このほか、申立人が、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているが、申立期間当時はD社のグループ会社に勤務しており、E市の工場からF町の工場へ転勤したが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びG健康保険組合が発行した健康保険資格証明書により、申立人は、A社B工場及び関連会社のH社I工場(現在は、C社)に継続して勤務し(A社B工場からH社I工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、これを確認できる資料等はないが、C社は、「申立人のH社I工場における資格取得日が昭和49年9月2日である。」と回答していることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和49年8月1日から標準報酬月額が9万8,000円に改定されていることが確認できることから、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和49年9月2日に申立人を含

む 12 人が A 社 B 工場から H 社 I 工場に異動しており、オンライン記録によると、当該 12 人全員が、A 社 B 工場における資格喪失日が 49 年 8 月 31 日とされ、申立期間の被保険者記録が確認できないことから、事業主が同日を当該 12 人の資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年4月1日まで

申立てに係る事業所から、平成14年度の社会保険料を預り金としており、正式に処理されていない旨の通知があった。申立期間について、実際の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された「厚生年金保険料返金計算書」によると、同事業所は申立期間において、申立人の給与から標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を控除していたとされている。

また、同事業所から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人の同年分の給与支払金額は180万4,762円であり、翌月支払による同年4月分から同年11月分までの月平均給与は22万5,595円となるものと考えられる。

さらに、申立人から提出された預金通帳によると、申立期間における諸控除後の給与振込金額に大きな変動は見受けられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、オンライン記録どおりに申立人の標準報酬月額に係るを行ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便で判明したが、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成12年10月23日付けで、10年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主及び役員1名についても、申立人と同様に平成12年10月23日付けで、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

このことについて、当該事業所の事業主及び事務担当者は、「訂正処理を行った当時は社会保険料を滞納していた。滞納保険料を減らすために、事業主及び役員について、給与は引き下げずに、標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにした。」旨を証言している。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるものの、当該事業所の事業主、他の役員及び事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、営業部門を担当しており、社会保険事務は担当しておらず、社会保険事務に関する権限もなかった。」旨を証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成12年10月23日付けで行われた標準報酬月額^{せきぎゅう}の遡及訂正処理は、事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、かかる処理を行う合理的な理由はないことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成19年9月から20年5月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成19年9月から20年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から20年6月26日まで

A社に勤務していた申立期間中、所定より多くの厚生年金保険料が給与から控除されていた。

当該事業所は既に倒産し破産手続中なので、超過保険料を返還してもらうことは困難であり、控除されていた保険料額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成19年9月から20年5月までの期間については、申立人より提出された給与明細書によると、当該期間の総支給額は、すべて同額（24万2,000円）であるところ、厚生年金保険料の控除額についても、すべて同額（1万6,380円）であり、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる総支給額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年4月から19年8月までの期間については、上記給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月21日から5年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を4年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月14日から5年10月1日まで
平成2年11月14日にA社に入社し、9年11月に当該事業所が倒産するまで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録では5年10月1日に資格取得したと記録されているので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票及び申立人の元上司の証言により、申立人は、平成2年11月14日からA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の元上司、当該事業所の元役員及び給与担当者は、いずれも「会社は、試用期間を経過した社員について、正社員に登用するとともに、厚生年金保険等の各種保険にも加入させていた。」と証言しているところ、申立人は、平成2年11月14日の入社から約1年後の4年1月21日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時に当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の記録が確認できた複数の元同僚は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を、同時期あるいは極めて近い時期に取得していることが確認できることから、上記の複数の者の証言を踏まえると、申立人についても同様に、雇用保険の資格を取得した時期に、厚生年金保険の被保険者資格についても取得したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月21日から5年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、役員は死亡ないし行方不明となっていることから、明らかではないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は平成5年10月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年1月から5年9月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年11月14日から4年1月21日までの期間については、上記のとおり、複数の者の証言により、当該期間が厚生年金保険の被保険者資格を取得させない試用期間であったことがうかがわれる。

また、当該事業所は既に廃業し、役員は死亡ないし行方不明となっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の保存が無いことから、当該事業所の試用期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

昭和49年4月1日付けでA社B工場（現在は、C社B工場）から同社D工場へ転勤となったが、厚生年金保険の記録によると、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているため、同年3月が被保険者期間となっていない。同一企業内の転勤で引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された労働者名簿、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和48年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月30日から同年7月2日まで

昭和48年4月1日にA社（現在は、C社）に入社し、同年7月1日に同社B支店に転勤した。申立期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された回答書、人事記録、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が本社における資格喪失日を昭和48年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月
申立期間については、年金手帳では国民年金に加入していることになっているにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、被保険者となった日として平成3年10月6日と記載されていることを申立ての根拠としており、当該記載が認められる。

しかしながら、申立人には過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、上記の年金手帳の国民年金の記号番号欄が空欄であること等から、申立人は、基礎年金番号制度導入（平成9年1月1日）後に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続の状況、国民年金保険料の納付金額、納付場所等を記憶しておらず、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

平成6年4月から就職先において厚生年金保険に加入することが決まっており、申立期間（同年3月）の国民年金保険料については、母が、「1か月分だけならば私が出してあげる。」と言って納付してくれたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳を見ても、国民年金に関する記載は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、「保険料を納付したことは間違いない。」と主張する一方で、「加入手続を行ったかどうかは自信が無い。」としている上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 52 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 52 年 6 月まで

昭和 49 年か 50 年ごろ、国民年金保険料の未納のことで市役所か社会保険事務所（当時）に相談に行き、金額は覚えていないが、未納分をまとめて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年か 50 年ごろ、国民年金保険料の未納分をまとめて納付した。」と主張しており、当時は第 2 回の特例納付の実施時期ではあるものの、納付金額、納付場所、納付方法等に関する記憶は曖昧である上、納付したとする期間（申立期間）も定かではなく、特に申立期間②の一部については、申立人が主張する納付時期の後の期間であるなど、申立内容には不自然さがみられる。

また、申立人は、「どの期間の国民年金保険料を納付したかは分からないが、保険料をまとめて納付した記憶だけはある。」と主張しているが、特殊台帳（マイクロフィルム）及び A 市の国民年金検認記録により、申立人は昭和 55 年 3 月及び同年 9 月に、昭和 53 年度及び 54 年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の「まとめて納付した。」との記憶は、当該過年度納付のことであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで

昭和 45 年 6 月 1 日から A 社のアトリエで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日が 50 年 2 月 1 日となっている。当該期間は実家で国民年金保険料を納付してもらっていたものの、給与からは厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 3 年分退職所得の源泉徴収票には、申立人の就職日が昭和 45 年 6 月 1 日と記載されていることから、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 厚生年金基金の記録によると、申立人の厚生年金基金加入員の資格取得日は、昭和 50 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、オンライン記録によると、申立期間及びその前後の期間に当該事業所のアトリエに勤務していた従業員で証言が得られた 12 人のうち、7 人の元同僚は、入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、1 年から 5 年程度の期間を要していることが確認できるところ、このうち 5 人の元同僚は、「本人が希望して、厚生年金保険に加入できた。」と証言していることから、当時の当該事業所においては、従業員全員を入社後すぐに被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚から提出された給与支払明細表によると、当該元同僚は、被保険者資格取得前の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、当該事業所は既に解散し、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 21 日から 26 年 6 月 1 日まで
昭和 23 年 4 月 1 日に A 公団 B 支所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、C 市内の各販売店で継続して勤務した。
申立期間が厚生年金保険の被保険者でないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間において A 公団 B 支所及び後継事業所の D 協同組合に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、「A 公団史料」によると、政府の A 公団を廃止する基本方針に従い、同公団の小売店は、昭和 25 年 9 月 30 日までに民間所有に切り替え、卸売施設及び卸売機能は、26 年 3 月 31 日までに民間経営に移譲することとされているところ、同公団 B 支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、25 年 9 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間に、当時の厚生年金保険被保険者 211 人のうち、申立人を含む 193 人が資格を喪失していることが確認できる。

また、上述の期間において申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 16 人の元同僚から事情を聴取したところ、9 人が、昭和 25 年 9 月に A 公団の販売所は民営化された旨を証言している上、そのうち 6 人が、民営化の際に被保険者資格を喪失した旨を証言していることから、同公団同支所は、販売所の民間切替えに伴い、販売所に勤務する職員の被保険者資格を喪失させる手続を行ったものと考えられる。

さらに、上述の元同僚 1 人は、「民営化後に同公団同支所の事務員から、厚生年金保険料を納付していなかった時期があったと聞いた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、D協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年6月1日に、A公団B支所の民営化に伴う後継事業所の同協同組合において、128人の同僚とともに厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

長野厚生年金 事案 765 (事案 493 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
申立期間について、A社及びB社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間とされていなかったため、第三者委員会に申立てをしたが、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。
その後、元事業主の親族の協力が得られたこと、及び元請会社の関係者から証言が得られることから、再度、年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社及びB社の複数の元同僚から、申立人が当該事業所に勤務していたとする証言があるものの、具体的な勤務期間に係る証言が得られないこと、ii) 申立人が記憶する同僚の中には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数いること、iii) 当該事業所は、申立期間の一部について厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、iv) 申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間当時の元事業主の親族の協力が得られた上、当該事業所の元請会社の関係者からも証言が得られるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が新たに名前を挙げた元事業主の親族及び元請会社の関係者に聴取しても、申立人が当該事業所に勤務していた旨の証言は得られるものの、具体的な勤務期間、及び当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いに係る証言及び関係資料が得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から51年7月まで
② 昭和54年2月から55年1月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間①については、昭和36年4月から51年7月までA社に準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②については、昭和54年2月から55年1月までB社に準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間③については、昭和56年4月から57年3月までC社に準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、複数の元同僚は、「正社員以外の従業員については、希望者を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。当時の社長は、正社員以外の従業員について、厚生年金保険の被保険者となるか否かを選択させていたので、手取額が多い方が良いということで、厚生年金保険の被保険者にならない人もいた。」と証言している上、別の元同僚も「申立人の勤務形態はパートタイマーであった。会社に何回か出入りがあり、長期に継続して勤務

する状況でなかったため、厚生年金保険の被保険者となっていなかったと思われる。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①前後における健康保険の整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社における加入記録は確認できず、当該期間中の昭和51年1月26日に別の事業所において資格取得していることが確認できる。

加えて、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄している上、このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、元事業主は、「正社員以外については、扶養控除等の関係で、本人の希望により、厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。当時は希望により、厚生年金保険の被保険者にならない場合がほとんどであった。」と証言している上、元同僚も「正社員は厚生年金保険の被保険者資格を取得させたが、正社員以外のパートタイマー等については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかった。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、B社における加入記録は確認できず、申立期間②中の昭和54年9月27日に別の事業所において資格取得していることが確認できる。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が名前を挙げたC社の元同僚からは、申立人の当該期間における勤務実態について証言が得られない。

また、オンライン記録によると、申立期間③前後における健康保険の整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、申立人は、C社における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、C社では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 24 年 5 月 1 日まで

昭和 21 年 3 月に A 農業会に就職し、24 年 10 月まで継続して勤務していた（途中、A 農業協同組合に組織変更）にもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日からとされており納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 農業会及び A 農業協同組合で一緒に勤務していたとする数名の元同僚の名前を記憶しているが、当該元同僚は、いずれも他界しているか、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 農業会は、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日に 8 名が被保険者資格を取得しており、23 年 8 月 15 日に法定解散した後は、A 農業協同組合へ組織変更し、厚生年金保険の適用事業所として継続しているところ、元同僚の厚生年金保険被保険者資格の資格取得状況をみると、適用事業所となった日に上記の 8 名が資格取得した以降は、申立人が被保険者資格を取得した 24 年 5 月 1 日まで、新たに被保険者資格を取得した者はおらず、健康保険の整理番号は連番で欠番が無い。

さらに、申立人が A 農業協同組合において被保険者資格を取得した昭和 24 年 5 月 1 日付けで、申立人のほか 11 名が被保険者資格を取得しており、当該 11 名のうち、申立人が記憶している 8 名について、申立人は、「A 農業会から引き続き A 農業協同組合に勤務していた。」と説明しているところ、当該 8 名についても、同年 5 月 1 日以前の厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、

A農業協同組合は、同年5月1日付けで、同日以前から勤務していた者を含めて、勤務開始時期が異なる者をまとめて資格取得させたものと考えられる。

加えて、A農業会及びA農業協同組合の後継組織であるB農業協同組合によると、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。